



01

## 3月定例市議会で可決等された主な議案

3月定例市議会(2月26日～3月21日)で可決等された60議案の中から、主な議案の概要をお知らせします。

### 主な条例・一般議案

- 佐世保市営住宅条例の一部改正の件  
子育て世帯等が子どもを産み育てやすい環境を整備することを目的として、子育て世帯等の公営住宅および改良住宅の入居収入基準額を引き上げる他、所要の改正を行うもの(令和8年4月1日から施行)  
☎住宅政策課 ☎ 24-1111
- 佐世保市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正の件  
子育て家庭の負担軽減を図ることを目的として、福祉医療費の現物給付方式による支給対象を高校生等へ拡大するもの(令和7年10月1日から施行)  
☎子ども支援課 ☎ 24-1111

### 補正予算(令和6年度)

国の補正予算によるものや基金造成費など、一般会計および特別会計6会計で補正を行いました。

- 一般会計補正予算の主な内容  
① 国の補正予算によるもの(カーボンニュートラル推

- 進事業費など)6件 7億2150万円
- ② その他(基金造成費、私立保育所等運営費など)14件 41億9432万円
- ③ 債務負担行為の追加(農業用施設災害復旧事業など)4件
- ④ 繰越明許費の追加および変更(道路新設改良事業など)26件
- 特別会計補正予算の主な内容  
① 住宅事業(基金造成費) 1億4671万円  
② 国民健康保険事業(基金造成費) 1億5780万円  
③ 土地取得事業(一般会計繰出金) 3億円  
④ 介護保険事業(施設介護サービス費など) 11件 3億3472万円  
⑤ 後期高齢者医療事業(後期高齢者医療広域連合納付金) 5703万円  
⑥ 港湾整備事業(繰越明許費の追加 佐世保港国際クルーズ拠点形成事業)

| 会計 | 補正額       | 補正後の予算額     |
|----|-----------|-------------|
| 一般 | 49億1582万円 | 1320億5203万円 |
| 特別 | 9億9626万円  | 958億8520万円  |

☎財政課 ☎ 24-1111

02

## 市オリジナル「置き配バッグ」無料配布

宅配便の再配達を減らし、温室効果ガスの排出量を削減するゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みとして、佐世保市オリジナルの置き配バッグを無料で配布します。

- 対象** 月2回以上宅配便の受け取りをしている世帯  
※前回当選した人は対象外。
- 定員** 3,000世帯
- 申込** 5月1日(木)以降に市HPにて
- ×切** 5月20日(火)
- ※申し込み方法など、詳しくは市HPをご覧ください。



市HP  
(置き配バッグ)

☎ゼロカーボンシティ推進室 ☎ 37-6255

03

## させば e エコポイントの発行

- 対象** ① 自宅に家庭用のEV充電器を設置した人 ② 一定の省エネ基準を満たしている家電3品目(エアコン、冷蔵庫、テレビ)を購入した人
- 定員** ① 100人 ② 予算が無くなり次第終了
- 申込** ① 4月21日(月)以降 ② 5月12日(月)以降
- ×切** ①② 12月22日(月)
- ※申し込み方法など、詳しくは市HPをご覧ください。



市HP(家庭用  
EV充電器)



市HP  
(省エネ家電)

☎「させば e エコポイント」対応窓口 ☎ 37-8808

04

## 4月から市役所の組織が一部変わりました

政策の着実な実行や、より効率的で効果的な行政サービスを提供するため、組織再編を行いました。

| 項目             | 内容                                                                                                                                        |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「クルーズ事業推進課」の新設 | クルーズ客船の着実な誘致と受け入れを実現するため、「クルーズ事業推進室」を「クルーズ事業推進課」へ見直し                                                                                      |
| 「住宅政策課」の新設     | 市民サービスの向上や政策遂行にあたり、意思決定の迅速化を図るため、「都市政策課」「建築指導課」「住宅課」が担当していた住宅政策に関する業務を「住宅政策課」に一元化                                                         |
| 「開発指導室」の新設     | 盛土規制法によって、令和7年5月から、市内全域が規制区域となり、盛り土等の許可申請・届け出に対する審査指導、無届けの盛り土等のパトロールや関係者への是正指導、既存盛土等の調査および危険な場合の是正措置等の命令・指導等を行うため、「建築指導課」の準課として「開発指導室」を新設 |
| 「消防局企画管理課」の新設  | 消防団員のなり手不足や複雑・多様化する災害実態に的確に対応するため、「総務課消防団係」「警防課機械係」「消防訓練所」を統合し、「企画管理課」を新設                                                                 |
| 「IR対策課」の廃止     | IR不認定に伴うIRの総括・検証とIRレガシーの整理業務が一定終了したことから、「IR対策課」を廃止                                                                                        |
| 「上下水道計画建設課」へ改称 | 上下水道一体とした体制強化を図るため「下水道事業課」の業務を一部移管し、「水道計画建設課」を「上下水道計画建設課」へ改称                                                                              |

☎行政マネジメント課 ☎ 24-1111

05

## 不妊に悩む方への特定治療交通費助成

特定不妊治療の通院に要した交通費の助成を、市独自の支援策として実施しています。

- 対象** 治療期間初日が43歳未満の人で令和7年4月以降に保険診療で特定不妊治療のために通院した人または婚姻している夫婦(事実婚含む)のうち通院に公共交通機関や自家用車を利用した人
- 助成額** 1回の治療周期につき上限8回まで、以下の区分に基づき交通費を助成します

| 通院した医療機関の住所地   | 助成額(通院1回につき) |
|----------------|--------------|
| 長崎県内・佐賀県内      | 1,500円       |
| 九州(長崎県・佐賀県を除く) | 4,000円       |
| 中国・四国・近畿       | 8,000円       |
| 上記以外           | 12,000円      |

- 申込** 治療が終了した日から3カ月以内に次の書類を郵送(〒857-0042、高砂町5番1号)か直接すこやか子どもセンターへ
- ・佐世保市特定不妊治療交通費助成事業交付申請書兼請求書
  - ・通院した医療機関の領収書
  - ・診療明細書(写しでも可)
  - ・振り込み先の金融機関の通帳の写し
  - ・事実婚の場合は戸籍謄本

※詳しくはお尋ねください。

☎すこやか子どもセンター ☎ 24-1111

## マイナンバーカードの更新手続き

マイナンバーカードが交付されてからことしで10年となり、カードの有効期限満了によって、更新が必要な人が増えています。カードの有効期限が過ぎた場合には、本人確認書類として使えなくなる他、e-Tax等の電子申請やコンビニ交付、健康保険証としても使えなくなります。更新手続きの該当者には、有効期限の2～3カ月前をめどに「有効期限通知書」が届きますので、届いたら早めの手続きをお願いします。

## マイナンバーカードの有効期限

発行日から10回目の誕生日まで(18歳未満の人は5回目の誕生日まで)  
 ※マイナンバーカードの有効期限は生年月日の右横に印字されています。  
 ※外国人住民の人は、在留期間によって有効期限が異なる場合があります。

## マイナンバーカードの更新方法

次の2種類の申請方法があります。どちらも申請を受け付け後、新しいカードを渡すまでに約2カ月を要しますので、早めの手続きをお願いします。

## ● インターネット・郵送での申請

有効期限通知書に同封されている案内パンフレットを確

認し、申請してください。カードが出来上がった後に「交付通知書(はがき)」によってお知らせしますので、必要書類を持参の上、指定の市役所窓口までお越しください。

## ● 窓口での申請

有効期限通知書が届いていなくても、有効期限3カ月前の翌日から更新手続きができます。ただし、窓口で申請する場合、現在のマイナンバーカードの返納が必要です。

**場所** 戸籍住民窓口課、各支所、宇久行政センター

**料金** 更新手続きは無料

※マイナンバーカード、本人確認書類(運転免許証、保険証・資格確認書等)、有効期限通知書(持っている人のみ)、顔写真を持参してください。

※マイナンバーカードを持参しなかった場合や紛失している場合は、手続きが有料となります。

## 電子証明書

マイナンバーカードに搭載された電子証明書にはカード本体とは別に有効期限が設定されています(通常は発行日から5回目の誕生日まで)。こちらもカードと同様に有効期限通知書が届きます。更新方法がカードとは異なりますので、有効期限通知書に同封の案内パンフレットをご確認ください。

☎戸籍住民窓口課 ☎ 24-1111

## 若者活躍プロジェクト活動費補助金

若者(学生等)の自己実現や探求活動に係る実践支援として、補助金を交付します。

**内容** 個人⇨3万円、グループ⇨10万円

※交付は年1回(グループの場合は代表者のみ1回とカウント)。

**対象** 市内在住か市内へ通学する13歳～22歳の学生等の個人か学生等で構成されたグループで補助金交付後にオンラインプラットフォーム「サセボクロス」[SASEBO ⇨ X]に登録し、取り組み開始時および活動実績が投稿できる人。

※23歳～29歳で学生証を保有している人が未就業者も応募できます。

※代表者が18歳未満の場合は、保護者同意書が必要です。

※申し込み方法など詳しくは市HPをご覧ください。



市HP(若者活躍プロジェクト活動費補助金)

☎若者活躍・未来づくり課 ☎ 24-1111

## 市職員採用試験の実施

**試験日** 6月15日(日)

**試験会場** 佐世保市役所、すこやかプラザ

※一部の試験はテストセンターでの受験可。

**受付期間** 5月1日(木)～31日(土)

**応募方法** 電子申請にて

| 試験職種             | 採用予定  |
|------------------|-------|
| 事務職(大学、社会人経験者)   | 20人程度 |
| 事務職(社会福祉士)       | 若干名   |
| 土木(大学、経験者特別枠)    | 20人程度 |
| 建築・電気(大学、経験者特別枠) | 各若干名  |
| 林産・畜産(大学)        | 各1人程度 |
| 薬剤師・保育教諭         | 各若干名  |
| 獣医師              | 5人程度  |
| 獣医師(宇久家畜診療所)     | 若干名   |
| 消防職員(大学)         | 若干名   |



市HP  
(市職員募集)

☎職員課 ☎ 24-1111

☎消防局総務課 ☎ 23-9251

## 就学援助制度における対象者の拡充

令和7年4月から、就学援助制度の対象者を拡大しました。

**対象** 市内に住民票がある次の人

- ・私立小・中学校に在学する児童生徒の保護者
- ・祇園中学校の夜間学級に在学する学齢期以外の生徒

※申し込み方法など詳しくは、市HPをご覧ください。



市HP  
(就学援助制度拡充)

☎教育委員会総務課 ☎ 24-1111

## 氏名の振り仮名に関するお知らせ

令和7年5月26日(月)から戸籍に氏名の振り仮名が記載される制度が始まります。制度開始以降に本籍地の市区町村から振り仮名の確認に係る通知書が発送されますが、時期は各市区町村で異なります。手続きなど詳しくはあらためてお知らせします。

【詐欺にご注意ください】

振り仮名の届け出に国や市区町村が手数料の支払いなど金銭を要求したり、個人情報聞き出すために電話をしたりすることはありません。

☎戸籍住民窓口課 ☎ 24-1111

## 地域の身近な相談相手「民生委員・児童委員」をご存じですか

## 民生委員・児童委員とは

厚生労働大臣から委嘱された地域福祉を担うボランティアです。非常勤の地方公務員として位置付けられており、任期は3年です。現委員の任期はことしの11月30日までです。

## 民生委員・児童委員になるのはどんな人？

町内代表者などで構成される地区推薦準備会から候補者を推薦していただき、市が設置する推薦会と審議会の審査を経て、厚生労働大臣から委嘱されます。

住民の個別の相談に応じるため、守秘義務が課せられていますが民生委員・児童委員は専門職ではなく、資格や専門知識は不要です。働きながら活動している民生委員・児童委員も多くいます。

## 民生委員・児童委員はどんな活動をしている？

高齢者や障がいのある人、子育てや介護をしている人などが周囲に相談できず孤立してしまい、必要な支援を受けられないケースがあります。民生委員・児童委員は、同じ地域で生活する住民の一員として、住民からのさまざまな生活上の困り事や心配事に関する相談に応じ、必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関への「つなぎ役」としての役割を担っています。民生委員・児童委員の中には子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員として選任されている人もおり、学校などと連携して地域の「子育て応援団」としてさまざまな活動に協力しています。地域の民生委員・児童委員が分からない人は、保健福祉政策課にお尋ねください。

☎保健福祉政策課 ☎ 24-1111